

リビングラボ創出検討会規約

第1条 目的

リビングラボ創出検討会（以下、「検討会」という。）は、健都における地域住民の健康課題を解決するリビングラボの創出をめざし、その形成と運用について検討する。また、健都におけるオープンイノベーションと社会実装を推進する「健都万博」で実施する実証事業等への参画を通じ、地域住民の健康課題の解決に寄与する。

第2条 事務局

検討会の事務局は、健都共創推進共同企業体に置く。

第3条 活動

検討会は、第1条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- （1）定例会における意見交換
- （2）健都万博で実施するイベントへの助言・提案
- （3）健都万博で実施する実証デモ・体験会への参加
- （4）健都万博で実施する展示会における成果発表
- （5）その他、第1条の目的を達成するために必要な活動

第4条 会員

検討会の会員は、この会の目的に賛同し、第5条に定める手続きにより入会した者とする。

第5条 入会及び退会

- 1 入会を希望する法人又は個人は、本規約および趣意書に同意のうえ、事務局所定の方法により入会の申込を行う。
- 2 入会申込があったとき、事務局は審査を行い、入会諾否を入会希望者に通知する。
- 3 退会を希望する会員は、事務局所定の方法で退会の届出を行うことにより、任意に退会することができる。

第6条 除名

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局は当該会員を除名することができる。
 - （1）本規約に違反したとき
 - （2）事務局または第三者に不利益もしくは損害を与えたとき
 - （3）犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為を行ったとき

- (4) 前号のほか、法令に違反する行為を行ったとき
- (5) その他、会員として不適切であると事務局が合理的・客観的に判断するとき
- 2 会員は、前項の規定による退会により損害を被った場合も、事務局に対し一切の請求をできないものとする。

第7条 費用負担

- 1 入会料は無料とする。ただし検討会の諸活動において、会員自身の参加に要する費用（会場までの交通費等）は会員の自己負担とする。
- 2 第3条に定める活動を行うにあたり、会員が任意で提供する自らの技術、商材にかかる費用は、それを提供する会員の自己負担とする。

第8条 秘密保持

- 1 事務局及び会員は、検討会に開示された情報のうち、開示者から秘密情報に該当する旨の指定があった情報（以下、「秘密情報」という。）については、第三者に開示、漏洩しないものとし、第1条の目的以外に使用しないものとする。
- 2 事務局及び会員が検討会に秘密情報を提供する場合、その開示者の判断と責任において提供するものとする。
- 3 開示者が、事務局及び参加会員との秘密保持契約等の締結を希望する場合は、その開示者自らが契約締結にかかる手続きを行う。
- 4 本条の定めは、会員が退会し、又は検討会が終了した後も有効に存続する。

第9条 成果物の取扱

- 1 成果物は次の各号のとおりとする。
 - (1) 検討会により創出された文章、図表、写真、動画、ハードウェア、ソフトウェア、商品、サービス、技術、ビジネスモデル等
 - (2) 健都においてオープンイノベーションを加速させるためのノウハウ
- 2 成果物の知的財産権の帰属
 - (1) 前項第1号の知的財産権の帰属及び利用許諾については、事務局及び会員で協議し、創出への関与の度合いに応じて、決定する。
 - (2) 前項第2号については、何人も公開・使用できるものとし、もって健都におけるオープンイノベーションの発展に寄与する。
- 3 成果物の公開及び使用
 - (1) 第1項第1号の成果物を検討会の公開、使用にあたり、他の権利者の知的財産権を侵害する恐れがある場合は、事前に検討会の事務局及び他の会員に告知し、その取り扱いについて事務局及び会員間で協議する。
 - (2) 第1項第1号の成果物を検討会の活動終了後に公開、使用する場合の取り扱い

については、あらかじめ検討会において事務局及び会員間で協議する。

第 10 条 個人情報

- 1 事務局は、会員の個人情報を、第 3 条の活動を行うために利用することができる。
- 2 事務局は、検討会の活動を撮影した写真及び動画に含まれる会員の肖像について、本人の了解を得たうえで、検討会の広報及び成果報告の目的に限り利用することができる。
- 3 事務局は、会員の個人情報を、個人を特定できないように加工したうえで、検討会の広報及び成果報告の目的に限り利用することができる。
- 4 事務局は、個人情報の保護に関する法律及び「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守するとともに個人情報の漏えい等がないよう適切に取り扱うものとする。

第 11 条 損害賠償

検討会の活動に関連して、会員が自己の責めに帰すべき事由により事務局及び第三者（他の会員を含む。）に損害を与えた場合、当該会員は事務局及び第三者が被った一切の損害を賠償する。

第 12 条 権利義務の譲渡等の禁止

- 1 会員は、会員としての地位を第三者に譲渡することができない。
- 2 会員は、検討会への参加を通じて取得する権利義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならず、また、引き受けさせてはならない。

第 13 条 規約の改正

- 1 事務局は、軽微な内容である又は法改正への対応等の合理的な必要性がある場合は、規約を改正することができる。この場合、改正内容およびその理由を、改正日の 14 日前までに会員に通知する。ただし、当該改正が会員の権利を制限するものである場合には、事前に会員の同意を得るものとする。
- 2 事務局は、会員から規約改正の要望があった場合、要望を提出した会員と他の関係会員の意見を踏まえた検討を行い、必要に応じて規約を変更することができる。

第 14 条 本規約に定めのない事項

本規約に定めのない事項については、事務局及び会員による協議によりこれを定める。

第 15 条 準拠法

本規約は、日本法に準拠して解釈する。

第 16 条 裁判管轄

本規約及び検討会に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定日 2025 年 5 月 19 日